

大阪市東淀川区役所広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージ設置事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称

大阪市東淀川区役所広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージ設置事業

(2) 事業内容

大阪市東淀川区役所及び大阪市東淀川区役所出張所の周辺案内地図を作成、設置する。
また、行政情報用のデジタルサイネージも合わせて設置し、管理・運用を行う。なお、設置事業者はその地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(3) 設置場所

東淀川区役所 1 階（別紙 1－1「設置位置図」参照）

東淀川区役所出張所 1・2 階（別紙 1－2「設置位置図」参照）

(4) 設備本体

ア 広告付き周辺案内地図及びデジタルサイネージの規格

(ア) 大阪市東淀川区役所

周 辺 案 内 地 図 : H2, 100mm×W2, 600mm×D700mm程度

デジタルサイネージ : H2, 100mm×W2, 300mm×D700mm程度

(イ) 大阪市東淀川区役所出張所

周 辺 案 内 地 図 : H2, 100mm×W1, 800mm×D700mm程度

デジタルサイネージ : 壁掛け式にて43インチ以上の横型モニター

上記の大きさで作成し、地図枠、庁舎案内図、広告枠、行政情報モニター、広告モニターで構成すること。

※設置場所のスペースを勘案し、作成すること。

イ 区役所庁舎・出張所施設に負担の少ない可動式かつストッパー等で固定出来る型式で設置することとし、地震等の際に対する転倒防止対策を十分に講じること。また、撤去の際は原状復帰すること。

ウ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

エ 周囲と調和の取れた色合いにすること。

オ 地図、庁舎案内図、広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性及び表現力を発揮するようにすること。

カ 維持管理に電源を使用する場合には調光器により明るさの調整が可能とし、より省エネ（LED内照式等）に配慮したものとする。原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこととし、また手動による電源のON/OFFが容易にできる構造にすること。

(5) 周辺案内地図

ア 大阪市東淀川区役所及び大阪市東淀川区役所出張所を中心とし、本体内に収まるよ

う作成すること。

イ 国土地理院刊行地図と同程度以上の精度を有する情報を基にして作成し、縮尺は大阪市東淀川区役所の指示に従うこと。

ウ 公共施設や災害時の避難場所等、大阪市東淀川区役所が指定する情報を分かりやすく表示すること。

エ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

オ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

(6) 広告枠

ア 広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・所在・電話番号等）

イ 地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。

ウ 本体内で収まる大きさで作成し、1 枠が極端に大きくならないようにすること。

(7) 庁舎案内図

ア 大阪市東淀川区役所に設置する広告付き周辺案内地図には、付属として庁舎案内板（表示面H1, 150mm×W850mm以上）を設置すること。

イ 庁舎案内板は「庁舎平面図」もしくは「窓口業務案内」より構成すること。

ウ 庁舎案内板に使用する「庁舎平面図」もしくは「窓口業務案内」のデータは大阪市東淀川区役所から提供するものを使用すること。

エ 庁舎案内板には、設置事業者の表示（広告）を案内表示に支障のない範囲で掲載可とする。なお、詳細については、別途協議するものとする。

(8) デジタルサイネージ

ア 大阪市東淀川区役所に設置するデジタルサイネージは、広告モニター及び横型 49 インチ程度の行政情報用モニターで構成すること。

イ 行政情報用モニターは大阪市東淀川区が提供する行政情報を、大阪市東淀川区役所が指定する日時にて配信すること。

ウ 大阪市東淀川区役所及び大阪市東淀川区役所出張所に設置する行政情報用モニターに広告を配信することはできない。

エ デジタルサイネージの放映時間は、大阪市東淀川区役所及び大阪市東淀川区役所出張所それぞれの開庁時間とする。

オ デジタルサイネージは、タイマー等により自動的にON/OFFできるよう設定すること。

(9) その他

ア 製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

イ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、1 年に 1 度は周辺地図全体を張り替えること。ただし、本市が張り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。

ウ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、掲出予定のおよそ 1 か月前

- ま までに見本を大阪市東淀川区役所へ提出し、承認を得ること。
- エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- オ 音声の発する機材の設置は認めない。

2 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は条例等、大阪市行政財産
広告取扱規則及び大阪市東淀川区長所管の広告媒体に係る広告掲載要領に定めるところ
によるものとする。
- (2) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において速やかに対応
すること。
- (3) 大阪市及び区役所の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (4) 設置及び撤去に係る作業日時については、原則開庁時間外に行うものとし、詳細な日
程については、両者の協議により決定することとする。
- (5) この仕様書に明記されていない細部の事項については、大阪市東淀川区役所の指示に
従うものとする。
- (6) 事業の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。
- (7) 事業報告書の提出を大阪市東淀川区役所が求めた時は、これに応じること。